

事 務 連 絡
令和 2 年 8 月 26 日

公益社団法人日本精神科病院協会 御中

厚生労働省医政局医事課

医療機関等に勤務する医療従事者等に対する慰労金給付に係る協力の依頼について（令和 2 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分））

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」（令和 2 年 6 月 16 日付医政発 0616 第 1 号・健発 0616 第 5 号・薬生発 0616 第 2 号厚生労働省医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長連名通知）により医療従事者等の慰労金の対象者等をお示ししているところですが、医療機関等に勤務する医療従事者等は、感染すると重症化するリスクが高い患者との接触を伴うこと等から、相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って業務に従事していることに対して、慰労金を給付することとしています。これまで、当局のコールセンター等へのご意見において、

- ・対象となる医療従事者等が慰労金の申請を希望しているのに、医療機関等が慰労金を代理申請してくれない
 - ・医療機関等が派遣労働者や受託業務従事者の分を代理申請してくれない
- という声が届いている状況です。

本事業は、慰労金を迅速に給付するための仕組みとして、医療機関等を通じた

一括での代理申請を基本としておりますが、慰労金を受け取るにはまず、医療機関等で申請書の作成等を行って頂く必要がありますので、慰労金の要件に該当する医療従事者等や、派遣労働者・業務受託者の従事者も、医療機関等からの申請により慰労金を受け取ることができるよう、貴会におかれましては、各医療機関等が、

- ・医療従事者等の希望を踏まえて慰労金の代理申請を行うこと
- ・派遣会社、受託会社と連携・調整の上、とりまとめて代理申請を行うことが着実に行われるよう、会員医療機関等に周知いただくなどして、対象となる方々に慰労金が確実に届けられるよう、特段のご配慮をお願いいたします。

なお、都道府県向けにも同様の趣旨で依頼文書を発出していますので、適宜連携の上、ご対応頂きますようあわせてお願いいたします。